

**第Ⅲ部**  
**事業計画**



## 基本目標 1

# 子ども・子育て支援の充実



# 1 教育・保育の提供体制の充実

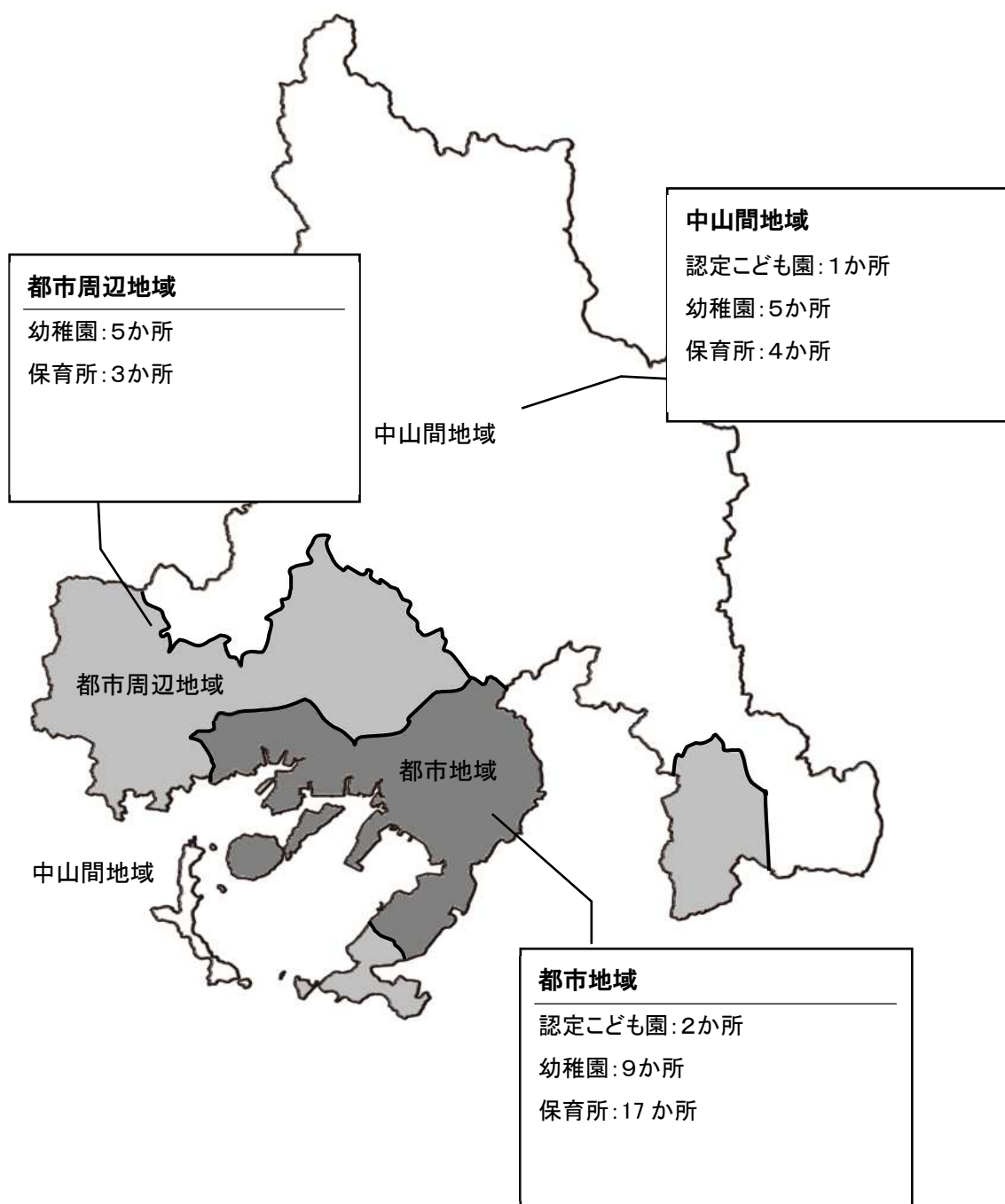
## ① 教育・保育の提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所・認定こども園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
  - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか  
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
  - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では、教育・保育提供区域を「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域とします。

### ■教育・保育施設提供区域■

| 提供区域   | 地域                                           |
|--------|----------------------------------------------|
| 都市地域   | 徳山、遠石、岐山、今宿、桜木、周陽、秋月、久米、櫛浜、富田、福川             |
| 都市周辺地域 | 鼓南、夜市、戸田、湯野、菊川<br>勝間、大河内                     |
| 中山間地域  | 大津島、大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、和田<br>高水、三丘、八代<br>鹿野 |

■ 区域別の子育て支援サービスの状況 ■



## ② 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

- 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、本市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」「認定こども園」等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定しました。
- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）、地域型保育事業（※2）及び企業主導型保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

### ※年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

| 教育・保育施設及び地域型保育事業 |                       |                           | 算出対象<br>児童年齢 |
|------------------|-----------------------|---------------------------|--------------|
| 1号認定             | （認定こども園及び幼稚園）         | ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞       | 3～5 歳        |
| 2号認定①            | （幼稚園）                 | ＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞ | 3～5 歳        |
| 2号認定②            | （認定こども園及び保育所）         | ＜共働き家庭＞                   | 3～5 歳        |
| 3号認定             | （認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） | ＜共働き家庭＞                   | 0～2 歳        |



【都市地域】

|                    |                   | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1号認定<br>(3歳以上教育希望) | 見込量合計①            |                   | 1,047人            | 1,018人            | 952人              | 929人              |
|                    | 確保<br>方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 1,308人            | 1,242人            | 1,258人            | 1,264人            |
|                    |                   | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 確認を受けない幼稚園※3      | 323人              | 326人              | 326人              | 326人              |
|                    |                   | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 合計②               | 1,631人            | 1,568人            | 1,584人            | 1,590人            |
|                    | ②－①＝              |                   | 584人              | 550人              | 632人              | 703人              |
| 2号認定<br>(3歳以上教育希望) | 見込量合計①            |                   | 277人              | 273人              | 256人              | 251人              |
|                    | 確保<br>方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 289人              | 285人              | 269人              | 263人              |
|                    |                   | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 確認を受けない幼稚園※3      | 42人               | 39人               | 39人               | 39人               |
|                    |                   | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 合計②               | 331人              | 324人              | 308人              | 302人              |
|                    | ②－①＝              |                   | 54人               | 51人               | 52人               | 50人               |
| 2号認定<br>(3歳以上保育必要) | 見込量合計①            |                   | 1,013人            | 997人              | 939人              | 919人              |
|                    | 確保<br>方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 1,117人            | 1,158人            | 1,158人            | 1,158人            |
|                    |                   | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 企業主導型保育施設         | 31人               | 31人               | 31人               | 31人               |
|                    |                   | 合計②               | 1,148人            | 1,189人            | 1,189人            | 1,189人            |
|                    | ②－①＝              |                   | 135人              | 192人              | 250人              | 300人              |
| 3号認定<br>(1～2歳保育必要) | 見込量合計①            |                   | 634人              | 639人              | 663人              | 677人              |
|                    | 確保<br>方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 595人              | 617人              | 622人              | 622人              |
|                    |                   | 地域型保育事業※2         | 62人               | 62人               | 75人               | 75人               |
|                    |                   | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 企業主導型保育施設         | 30人               | 30人               | 30人               | 30人               |
|                    |                   | 合計②               | 687人              | 709人              | 727人              | 727人              |
|                    | ②－①＝              |                   | 53人               | 70人               | 64人               | 37人               |
| 3号認定<br>(0歳保育必要)   | 見込量合計①            |                   | 112人              | 116人              | 119人              | 123人              |
|                    | 確保<br>方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 138人              | 144人              | 144人              | 144人              |
|                    |                   | 地域型保育事業※2         | 32人               | 32人               | 38人               | 38人               |
|                    |                   | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |                   | 企業主導型保育施設         | 17人               | 17人               | 17人               | 17人               |
|                    |                   | 合計②               | 187人              | 193人              | 199人              | 199人              |
|                    | ②－①＝              |                   | 75人               | 77人               | 80人               | 73人               |

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【都市周辺地域】

|                    |               | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1号認定<br>(3歳以上教育希望) | 見込量合計①        |                   | 267人              | 256人              | 246人              | 238人              |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 492人              | 492人              | 314人              | 314人              |
|                    |               | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②               | 492人              | 492人              | 314人              | 314人              |
|                    | ②－①＝          |                   | 225人              | 236人              | 68人               | 80人               |
| 2号認定<br>(3歳以上教育希望) | 見込量合計①        |                   | 71人               | 69人               | 66人               | 64人               |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 18人               | 18人               | 66人               | 66人               |
|                    |               | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②               | 18人               | 18人               | 66人               | 66人               |
|                    | ②－①＝          |                   | -53人              | -51人              | 0人                | 3人                |
| 2号認定<br>(3歳以上保育必要) | 見込量合計①        |                   | 258人              | 251人              | 242人              | 232人              |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 186人              | 186人              | 251人              | 251人              |
|                    |               | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②               | 186人              | 186人              | 251人              | 251人              |
|                    | ②－①＝          |                   | -72人              | -65人              | 9人                | 19人               |
| 3号認定<br>(1～2歳保育必要) | 見込量合計①        |                   | 147人              | 153人              | 159人              | 162人              |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 113人              | 113人              | 170人              | 170人              |
|                    |               | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②               | 113人              | 113人              | 170人              | 170人              |
|                    | ②－①＝          |                   | -34人              | -40人              | 11人               | 4人                |
| 3号認定<br>(0歳保育必要)   | 見込量合計①        |                   | 26人               | 26人               | 27人               | 28人               |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1       | 21人               | 21人               | 29人               | 29人               |
|                    |               | 地域型保育事業※2         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3      | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設         | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②               | 21人               | 21人               | 29人               | 29人               |
|                    | ②－①＝          |                   | -5人               | -5人               | 2人                | 0人                |

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園



【中山間地域】

|                    |               |              | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------------------|---------------|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1号認定<br>(3歳以上教育希望) | 見込量合計①        |              | 73人               | 70人               | 72人               | 71人               | 68人               |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1  | 209人              | 209人              | 209人              | 211人              | 211人              |
|                    |               | 地域型保育事業※2    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②          | 209人              | 209人              | 209人              | 211人              | 211人              |
|                    | ②－①＝          |              | 136人              | 139人              | 137人              | 140人              | 143人              |
| 2号認定<br>(3歳以上教育希望) | 見込量合計①        |              | 19人               | 19人               | 20人               | 19人               | 18人               |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1  | 23人               | 23人               | 23人               | 21人               | 21人               |
|                    |               | 地域型保育事業※2    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 合計②          | 23人               | 23人               | 23人               | 21人               | 21人               |
|                    | ②－①＝          |              | 4人                | 4人                | 3人                | 2人                | 3人                |
| 2号認定<br>(3歳以上保育必要) | 見込量合計①        |              | 70人               | 69人               | 71人               | 70人               | 68人               |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1  | 145人              | 125人              | 125人              | 125人              | 125人              |
|                    |               | 地域型保育事業※2    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設    | 6人                | 6人                | 6人                | 6人                | 6人                |
|                    |               | 合計②          | 151人              | 131人              | 131人              | 131人              | 131人              |
|                    | ②－①＝          |              | 81人               | 62人               | 60人               | 61人               | 63人               |
| 3号認定<br>(1～2歳保育必要) | 見込量合計①        |              | 48人               | 49人               | 48人               | 47人               | 47人               |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1  | 66人               | 86人               | 86人               | 86人               | 86人               |
|                    |               | 地域型保育事業※2    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設    | 10人               | 10人               | 10人               | 10人               | 10人               |
|                    |               | 合計②          | 76人               | 96人               | 96人               | 96人               | 96人               |
|                    | ②－①＝          |              | 28人               | 47人               | 48人               | 49人               | 49人               |
| 3号認定<br>(0歳保育必要)   | 見込量合計①        |              | 7人                | 7人                | 7人                | 7人                | 7人                |
|                    | 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1  | 12人               | 12人               | 12人               | 12人               | 12人               |
|                    |               | 地域型保育事業※2    | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |
|                    |               | 企業主導型保育施設    | 3人                | 3人                | 3人                | 3人                | 3人                |
|                    |               | 合計②          | 15人               | 15人               | 15人               | 15人               | 15人               |
|                    | ②－①＝          |              | 8人                | 8人                | 8人                | 8人                | 8人                |

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

### ③ 教育・保育施設の一体的提供の推進

---

平成 22（2010）年に策定した「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」を踏まえ、令和 2（2020）年からの周南市公立保育所・公立幼稚園再編整備二次計画に基づき、認定こども園化や施設の統合等による小規模保育園の適切な集団規模の確保に努めるとともに、民営化による事業者の保育所整備を積極的に支援します。

また、令和元（2019）年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化により、子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しています。今後も保護者の教育・保育ニーズを的確に把握し、幼稚園、保育所、認定こども園等を通じ、必要な教育・保育が提供できるよう取り組みます。

### ④ 教育・保育の質の向上

---

幼児教育に対して専門的な知見や豊富な実践経験を持つ幼児教育アドバイザーによる、公立、私立や幼稚園、保育所や認定こども園といった幼児教育・保育施設の枠を越えた合同研修会の実施等により、市内施設全体の幼児教育の質の向上を図ります。

幼稚園・保育所と小学校の職員の交流や子ども同士の交流等を通して、幼児期の教育と小学校教育の接続を円滑にし、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりを行います。

### ⑤ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

産後の休暇後及び育児休業後に、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育提供施設の円滑な利用が図れるよう、ニーズ調査に基づく教育・保育施設の需要量について計画的な整備を行います。

### ⑥ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

---

令和元（2019）年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。この制度は「①市町村の確認を受けた施設」を「②市町村の認定を受けた子ども」が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付に係る申請について、各利用施設にとりまとめた協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

### ⑦ 子育て支援に必要な人材等の育成・確保

---

幼児教育・保育の無償化の影響や女性の就業者の更なる上昇により、増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育ができる環境づくりが求められています。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 提供区域については、各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要がある、この点を踏まえ基本的には「市全域」とします。ただし、放課後児童健全育成事業については、基本は「小学校区」とします。

### ■地域子ども・子育て支援事業別提供区域■

| 事業区分 |                                | 提供区域 | 考え方                                                      |
|------|--------------------------------|------|----------------------------------------------------------|
| ①    | 利用者支援事業                        | 市全域  | 相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、「市全域」とする。                           |
| ②    | 地域子育て支援拠点事業<br>(子育て支援センター)     | 市全域  | 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。                               |
| ③    | 妊婦健康診査                         | 市全域  | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。                                       |
| ④    | 乳児家庭全戸訪問事業                     | 市全域  | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。                                       |
| ⑤    | 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業    | 市全域  | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。                                       |
| ⑥    | 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ)         | 市全域  | 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。                               |
| ⑦    | 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリーサポートセンター) | 市全域  | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。                                       |
| ⑧    | 一時預かり事業                        | 市全域  | 通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。 |
| ⑨    | 延長保育事業                         | 市全域  | 通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。 |
| ⑩    | 病児保育事業                         | 市全域  | 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。                               |
| ⑪    | 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ)      | 小学校区 | 放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。        |
| ⑫    | 実費徴収に係る補足給付を行う事業               | 市全域  | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。                                       |
| ⑬    | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     | 市全域  | 新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。                              |

- 計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。ニーズ調査等をもとに、周南市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- 地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための基本的な方向を示します。

## ① 利用者支援事業

### 事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

### 需要量と確保の方策

| 基本型※  | 令和2年度<br>(2020 年度) | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 2 か所               | 2 か所               | 2 か所               | 2 か所               | 2 か所               |
| 確保方策  | 2 か所               | 2 か所               | 2 か所               | 2 か所               | 2 か所               |

※教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施

| 母子保健型※ | 令和2年度<br>(2020 年度) | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み  | 1 か所               | 1 か所               | 1 か所               | 1 か所               | 1 か所               |
| 確保方策   | 1 か所               | 1 か所               | 1 か所               | 1 か所               | 1 か所               |

※母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築

### 基本的な方向

- 子ども又はその保護者の個別ニーズを把握し、適切な情報提供や利用者支援ができるよう、関係機関や事業者と緊密に連携を図ります。
- 基本型と母子保健型を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。

## ② 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

### 事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

**対 象** 0歳児～2歳児

**単 位** 人日（延べ人数）、子育て交流センター・子育て支援センター数

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 27,282 人日         | 26,573 人日         | 26,257 人日         | 25,558 人日         | 24,945 人日         |
| ②確保方策  | 12 か所             | 12 か所             | 12 か所             | 12 か所             | 12 か所             |

※①量の見込みには、子育てひろばの利用者数を含む

### 基本的な方向

- 子育て支援センターは、県が推進する「やまぐち版ネウボウ」の「まちかどネウボウ」に位置づけられており、子育て中の保護者の身近な相談場所として、子育て中の保護者に寄り添った支援を行います。また、相談相手である指導員のスキルの向上を図るとともに、母子保健事業と連携し、乳幼児期の専門的な相談支援体制の強化を進めます。
- 利用者のニーズを把握し、育児に役立つ講習会や講演会を実施します。
- 施設のない地域においては、市民センター等を活用して子育てひろばを開設し、引き続き身近な場所でのサービスの提供を図ります。



### ③ 妊婦健康診査

#### 事業概要

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な妊娠、出産のために定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。

対 象 妊婦

単 位 人、回

#### 需要量と確保の方策

|        |    | 令和2年度<br>(2020 年度)          | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) |
|--------|----|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | 人数 | 942 人                       | 914 人              | 891 人              | 869 人              | 849 人              |
|        | 回数 | 11,310 回                    | 10,986 回           | 10,686 回           | 10,426 回           | 10,184 回           |
| ②確保方策  |    | 医療機関において、国の定める基本的な妊婦健康診査を実施 |                    |                    |                    |                    |

#### 基本的な方向

- 妊婦健康診査受診の重要性を普及・啓発し、確実な受診勧奨により、安心して妊娠期を過ごし安全に出産できるよう支援します。

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

#### 事業概要

保健師等が、生後 4 か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、育児不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供や児と産婦の健康管理を行うとともに支援が必要な家庭には適切なサービスに結びつける。

対 象 0歳児

単 位 人

#### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020 年度) | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ①量の見込み | 942 人              | 914 人              | 891 人              | 869 人              | 849 人              |
| ②確保方策  | 942 人              | 914 人              | 891 人              | 869 人              | 849 人              |
| ②－①＝   | 0 人                | 0 人                | 0 人                | 0 人                | 0 人                |

#### 基本的な方向

- 育児不安が最も高まる生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問することにより、保護者の養育状況を把握し、子育て不安や負担の軽減及び安定した育児に向け、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と児の健康管理や育児についての相談、助言を行います。

## ⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 【養育支援訪問事業】

#### 事業概要

妊娠中から育児不安を抱えるなどの要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、各家庭に応じて適切な養育が行われるよう関係機関等が連携し、必要な育児支援を実施する。

また、養育環境が整わない家庭に対し、環境改善を図るため、家事・育児の援助を行う。

**対 象** 0歳～18歳未満の子どもがいる家庭

**単 位** 人（支援対象人数）

#### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 500人              | 500人              | 500人              | 500人              | 500人              |
| ②確保方策  | 500人              | 500人              | 500人              | 500人              | 500人              |
| ②－①＝   | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |

#### 基本的な方向

- 児童虐待を未然に防ぐため、専門相談や育児・家事援助を実施することで、養育支援の必要な保護者の育児・養育能力の向上を図ります。

### 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

#### 事業概要

虐待を受けた子ども、保護者の養育支援が特に必要な子ども、非行少年、特定妊婦など、要保護児童等の適切な保護または支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心に、早期発見、適切な保護または支援を実施する。

#### 基本的な方向

- 児童虐待の発生予防や早期対応を図るため、関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、調整機関としての役割を果たす市職員や関係機関職員の専門性向上のための取組を充実します。

## ⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

### 事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

**対 象** 0歳～18歳未満の子ども

**単 位** 人日（支援対象延べ人数）

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 40人日              | 38人日              | 35人日              | 33人日              | 31人日              |
| ②確保方策  | 92人日              | 92人日              | 92人日              | 92人日              | 92人日              |
| ②－①＝   | 52人日              | 54人日              | 57人日              | 59人日              | 61人日              |

### 基本的な方向

- トワイライトステイ（次頁参照）と合わせ、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして一層の事業周知を図るとともに、育児疲れや育児不安を抱えた保護者の育児負担軽減を目的とした利用や、DVや経済困窮により緊急一時的に母子保護を実施するなど適切な対応を図ります。

## ⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

### 事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助が必要な人と、援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

**対 象** 0歳児～小学校6年生

**単 位** 人日（延べ人数）

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 980人日             | 980人日             | 980人日             | 980人日             | 980人日             |
| ②確保方策  | 980人日             | 980人日             | 980人日             | 980人日             | 980人日             |
| ②－①＝   | 0人日               | 0人日               | 0人日               | 0人日               | 0人日               |

### 基本的な方向

- ファミリーサポートセンターの継続的なPRを行い、会員の確保を図ります。また、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員のレベルアップのための研修等の充実を図ります。



## ⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

### 事業概要

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）に通う児童について、通常の利用時間以外に保育を行う。

**対 象** 3歳児～5歳児

**単 位** 人日（延べ人数）

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 69,059 人日         | 67,657 人日         | 64,601 人日         | 64,205 人日         | 63,352 人日         |
| 1号認定   | 13,397 人日         | 13,125 人日         | 12,533 人日         | 12,456 人日         | 12,290 人日         |
| 2号認定   | 55,662 人日         | 54,532 人日         | 52,068 人日         | 51,749 人日         | 51,062 人日         |
| ②確保方策  | 82,667 人日         | 82,667 人日         | 82,667 人日         | 82,667 人日         | 82,667 人日         |
| ②－①＝   | 13,608 人日         | 15,010 人日         | 18,066 人日         | 18,462 人日         | 19,315 人日         |

## ⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

### 事業概要

保育認定を受けない子どもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。

**対 象** 0歳児～5歳児

**単 位** 人日（延べ人数）

### 需要量と確保の方策

|                          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み                   | 8,269 人日          | 8,199 人日          | 8,075 人日          | 8,057 人日          | 8,016 人日          |
| ②確保方策                    | 14,855 人日         | 14,855 人日         | 14,855 人日         | 14,855 人日         | 14,855 人日         |
| 一時預かり事業                  | 14,673 人日         | 14,673 人日         | 14,673 人日         | 14,673 人日         | 14,673 人日         |
| 子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ) | 2 人日              | 2 人日              | 2 人日              | 2 人日              | 2 人日              |
| ファミリーサポートセンター<br>事業      | 180 人日            | 180 人日            | 180 人日            | 180 人日            | 180 人日            |
| ②－①＝                     | 6,586 人日          | 6,656 人日          | 6,780 人日          | 6,798 人日          | 6,839 人日          |

### 基本的な方向

- 今後とも、一時的な保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安心・安全の維持のための人材の育成、配置等についても検討します。

## ⑨ 延長保育事業

### 事業概要

保育認定を受けた子どもについて通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

**対 象** 0歳児～5歳児

**単 位** 人日（延べ人数）

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 871 人日            | 843 人日            | 819 人日            | 786 人日            | 757 人日            |
| ②確保方策  | 2,197 人日          | 2,197 人日          | 2,197 人日          | 2,197 人日          | 2,197 人日          |
| ②－①＝   | 1,326 人日          | 1,354 人日          | 1,378 人日          | 1,411 人日          | 1,440 人日          |

### 基本的な方向

- 就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、事業者との調整を図り、設備等の整備や人材の確保など、更なる制度の充実を図ります。

## ⑩ 病児保育事業

### 事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

**対 象** 乳児・幼児又は小学校に就学している子ども

**単 位** 人日（延べ人数）

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 3,594 人日          | 3,507 人日          | 3,402 人日          | 3,344 人日          | 3,278 人日          |
| ②確保方策  | 10,368 人日         | 13,824 人日         | 13,824 人日         | 13,824 人日         | 13,824 人日         |
| ②－①＝   | 6,774 人日          | 10,317 人日         | 10,422 人日         | 10,480 人日         | 10,546 人日         |

### 基本的な方向

- 本事業は、病気による突発的・単発的に保育ニーズが生じるため、感染症等が発生した場合等は、ニーズ量の変化に大きく影響します。
- 女性の社会進出や無償化の影響によるニーズ量の変化や県内の広域利用の状況を踏まえ、既存3施設の利用実績や全市的なバランスを勘案し、適切と考えられる区域に応じた施設整備を検討していきます。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行う。

**対 象** 小学校1年生～6年生

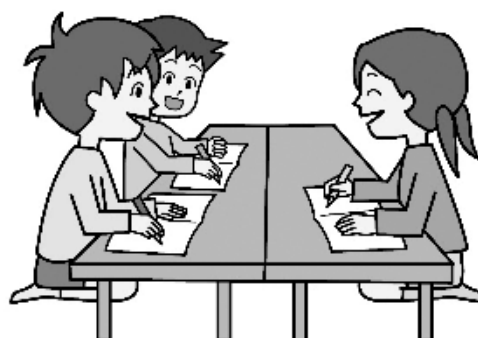
**単 位** 人

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 1,878人            | 1,873人            | 1,844人            | 1,823人            | 1,787人            |
| 1年生    | 534人              | 537人              | 547人              | 516人              | 521人              |
| 2年生    | 488人              | 483人              | 472人              | 482人              | 440人              |
| 3年生    | 420人              | 421人              | 410人              | 410人              | 414人              |
| 4年生    | 275人              | 264人              | 256人              | 259人              | 255人              |
| 5年生    | 121人              | 127人              | 115人              | 116人              | 117人              |
| 6年生    | 40人               | 41人               | 44人               | 40人               | 40人               |
| ②確保方策  | 1,960人            | 1,960人            | 1,960人            | 1,960人            | 1,960人            |
| ②－①＝   | 82人               | 87人               | 116人              | 137人              | 173人              |

### 基本的な方向

- 放課後、週末、長期休業における子どもの安心・安全な居場所づくりを推進します。
- 教育委員会・小学校との緊密な連携のもとに計画的な施設整備を進めるとともに、支援を要する子どもたちのための保育環境の整備を行います。
- 専門的な知識や技能を有する人材の確保、育成に努めます。
- 新・放課後子ども総合プランに基づく、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携や一体的な実施に向けて、両事業の効果的な推進を図ります。



## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業概要

保護者の世帯・所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の実費徴収経費や未移行幼稚園の副食費の一部の助成を行う。

**対 象** 0歳児～5歳児

**単 位** 人

### 需要量と確保の方策

|        | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 400人              | 400人              | 400人              | 400人              | 400人              |
| ②確保方策  | 400人              | 400人              | 400人              | 400人              | 400人              |
| ②－①＝   | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                | 0人                |

### 基本的な方向

- 教育・保育に必要な実費徴収費用等及び未移行幼稚園の副食費の一部を給付することで、子どもの健やかな成長を支援します。

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

### 基本的な方向

- 今後示される国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

### 3 新・放課後子ども総合プランの推進

全ての児童の安心・安全な居場所づくりのため、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉との連携などを進め、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を進めます。

#### ① 放課後児童クラブの目標事業量

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、現在設置している小学校区において、入会要件を満たす児童の受け入れができるよう、整備を進めます。

※「需要量と確保方策」は P.53 に記載の通り。

#### ② 放課後子供教室の目標事業量

全ての児童が放課後子供教室の学びのプログラムに参加できる環境をつくるため、放課後子供教室と放課後児童クラブを同一小学校内で実施するなど、両事業を一体的に推進します。

##### ■放課後子供教室

|       | 現状<br>令和元年度<br>(2019 年度) | 令和2年度<br>(2020 年度) | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) |
|-------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 目標事業量 | 32 か所                    | 32 か所              | 32 か所              | 33 か所              | 33 か所              | 33 か所              |
| 内 一体型 | 15 か所                    | 15 か所              | 16 か所              | 17 か所              | 17 か所              | 18 か所              |

#### ③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関する方策

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活ができる場であり、児童の主体性を尊重し、健全な育成を図る役割を担っています。こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、児童の自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の協働活動サポーターが連携し、課題の共有や共通プログラムの作成などに取り組めるよう、定期的な協議や研修の機会を設けます。

#### ④ 余裕教室等の活用に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進するため、学校施設の有効活用について教育委員会事務局と情報を共有し、連携して取り組みます。

#### ⑤ 特別な配慮を必要とする児童への対応

---

放課後児童クラブについては、受け入れる際に目安となる基準をつくるなど、特別な配慮が必要な児童が安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。

放課後子供教室については、児童一人ひとりの状況に応じた学びのプログラムが提供できるよう実施環境や支援体制などについての調整を図ります。

#### ⑥ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

---

保護者や児童が安心して放課後児童クラブを利用できるように、地域の実情に応じた開所時間の延長に取り組めます。

## 基本目標 2

**安心して子どもを産み、  
健やかに育てることの  
できる環境の充実**



# 1 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実

## ■□ 方向性 □■

全ての子どもの健やかな育ちと保護者の子育て力の向上を目指し、妊娠・出産・子育てに寄り添う母子保健対策の充実に取り組むとともに、子育てに関わる多分野・多職種の連携体制を強化し、切れ目のない支援の充実を図ります。

## ■□ 主な取組 □■

### ① 妊娠期からのきめ細かい支援

---

- 妊娠届出時に、保健師等の専門職による全数面接を行い、妊娠、出産、子育てに対する情報提供や不安や悩みに寄り添い支援を行います。
- 産科医療機関等と支援の必要な妊婦の情報共有を図り、相談支援や家庭訪問を行い、妊娠期からのきめ細かい支援を実施します。

### ② 産前産後における支援体制の充実

---

- 妊娠、出産や子育てに関する不安や悩みを抱える妊産婦等に対し、相談支援を行う産前産後サポーターの派遣や出産後生じる心身の不調等について保健指導を行う産後ケアを実施します。
- 産婦健康診査の実施等により、育児不安や産後うつ等を早期に把握し、産後ケア等の適切なサービスにつなぐことにより、心身の安定と育児不安の解消を図ります。

### ③ 子育て期における支援の充実

---

- 出産後できるだけ早期に、保健師等の専門職が乳児家庭全戸訪問を実施し、育児負担や不安、産後うつ状等の把握に努め、必要に応じて適切な支援を実施します。
- 妊娠中から育児不安を抱える等の要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育が行われるよう、相談、支援、助言を実施します。

### ④ 医療機関や関係団体等との連携によるネットワークの強化

---

- 特定妊婦や育児に不安を抱える支援等が必要な家庭を早期に把握するために、今後さらに医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化を図ります。



## 2 親と子の健康づくりの推進

### ■□ 方向性 □■

生涯にわたり、親と子が心身の健康の保持増進が図られるよう、各ライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、相談支援体制を強化するとともに関係機関と連携を図りながら健康づくりを推進します。

### ■□ 主な取組 □■

#### ① 望ましい生活習慣の確立

---

- 育児相談や各種教室、子育てサークル等の機会を通じて、生活習慣に関する知識の普及啓発や相談を実施します。
- 幼稚園や保育所と連携し、食生活や歯と口腔等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

#### ② 食を通した健康づくりの実践

---

- 健康づくりの基本である、食事・運動・休養は、幼少期からの規則正しい生活習慣を形成するものであり、生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、家族と食卓を囲み（共食）、朝食摂取や栄養バランスのとれた食事を摂取するなど、子どもの頃から望ましい食習慣や食行動を身に付けるための取組を行います。

#### ③ 適切な口腔ケアの実践

---

- 妊婦及び幼児の歯科健康診査の実施により、虫歯予防や歯周病予防の推進を図り、歯の健康管理への意識や適切な口腔ケアについて正しい知識の普及啓発や相談を実施します。
- 幼児期から学童期において、歯科医療機関や関係機関等と連携し、虫歯予防や歯周疾患予防に取り組みます。

#### ④ タバコやアルコールに関する正しい知識の普及啓発

---

- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問等の機会を通して、妊産婦や家族等へ受動喫煙や飲酒が及ぼす影響について、正しい知識の普及啓発を行います。

#### ⑤ 定期予防接種の実施等による感染症予防対策

---

- 乳幼児等を感染症から守るため、感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及や定期予防接種の受診勧奨を行います。

## 3 発達支援体制の充実

### ■□ 方向性 □■

子どもの発育や発達に関して、保護者や身近な養育者が正しい知識を得られるよう、学べる機会を提供します。また、育てにくさを感じている保護者に対しては、関係機関と連携し、早期の段階から必要な支援が受けられるよう支援体制や相談体制の強化に取り組みます。

### ■□ 主な取組 □■

#### ① 発達に特性がある子どもの早期発見及び適切な支援の充実

---

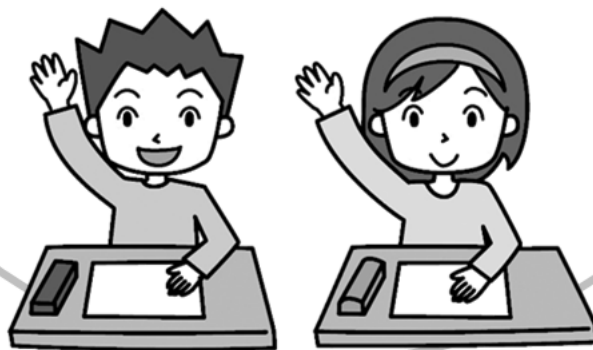
- 発達に特性があり、育てにくさを感じている保護者に対して、保護者が子どもの発達について理解を深め、子どもへの関わり方について相談、支援を受けることができるよう発達相談会や発達支援学級等を実施します。
- より専門的な支援が必要な場合は、適切な支援機関につなぐとともに、関係機関と連携し、子どもと保護者の支援を行います。

#### ② 関係機関との連携強化による支援体制の充実

---

- 各分野の関係機関が、情報共有や連携強化を図り、支援体制の充実に努めます。

**基本目標 3**  
**子どもの生き抜く力を  
育む教育の充実**



# 1 教育環境の充実

## ■□ 方向性 □■

子どもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「豊かな心」の育成を基本として、「確かな学力」「健やかな体」がそれぞれ調和のとれた「生きる力」を育むとともに、これからの変化が激しい社会を力強く「生き抜く力」を育む教育の充実に取り組みます。

また、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のための取組を推進します。

## ■□ 主な取組 □■

### ① 教育環境の充実

---

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による「確かな学力」の定着、道徳教育の充実や多様な体験活動等による「豊かな心」の育成や食育をはじめとした「健やかな体」の育成、これら「知・徳・体」の調和のとれた教育の推進に取り組みます。
- 小・中学校9年間を見通したキャリア教育の充実を図り、社会的・職業的自立に向けた資質や能力の育成に取り組みます。
- 学校図書館司書や指導員を配置し、児童生徒の読書活動の推進と学習支援の充実を進め、子どもたちの「豊かな心」の育成に取り組みます。
- 福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校をはじめ、様々な課題を抱える児童生徒の相談体制の充実を図ります。
- 特別な支援や介助を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を行うため、生活指導員や介助員を配置するとともに、教員等の研修の充実を図り、より質の高い教育支援を行います。

### ② 幼・保・小連携による教育の円滑な接続

---

- 幼稚園、保育所、認定こども園の立場から、小学校との連携の在り方を考え、より互恵性のある連携を図れるような専門的な識見を有するアドバイザーの配置や職員研修の実施を検討します。
- 幼児期の教育と小学校教育の接続を円滑にするために、子ども同士の交流活動や教職員の合同研修会等の計画的・継続的な実施を進めます。

## 2 学校・家庭・地域が連携した教育の充実

### ■□ 方向性 □■

学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを見守り育むための活動を推進し、子どもたちが社会の一員として自ら判断し、主体的に行動できる人材として成長できる環境づくりに取り組みます。

### ■□ 主な取組 □■

#### ① やまぐち型地域連携教育の推進

---

- 地域学校協働活動の取組について、コミュニティ・スクールを核とし、各中学校区で地域のネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」により推進します。
- 地域コーディネーターに必要な知識・技能の習得を目的とした研修の機会を提供し、学校と地域をつなぐコーディネート力の向上を図ります。
- 地域学校協働活動推進員を各中学校区に配置し、校種を横断した統括的なコーディネート機能の強化を図ります。

#### ② 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的推進

---

- 放課後子供教室を実施し、地域のボランティアの協力のもと、学びの場を提供するとともに、安心・安全な居場所づくりに取り組みます。
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき放課後子供教室と放課後児童クラブの連携を進め、子どもたちが共通プログラムに参加できる環境づくりに取り組みます。

#### ③ 家庭の教育力向上のための支援

---

- 家庭教育講座の実施や、地域のボランティアによって構成する「家庭教育支援チーム」の活動支援などの取組を通じて、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立しがちな家庭を支え、家庭の教育力の向上を図ります。

#### ④ 青少年の社会参加の促進

---

- 学校や地域団体と協力し、子どもたちがボランティア活動や地域活動に参加する機会の拡充を図ります。
- 子どもたちが企画段階から主体的に参画し、一緒に行事をつくり上げていく形のボランティア活動なども推進します。



**基本目標 4**  
**特別な配慮を必要とする  
子どもや家庭への  
支援の充実**



# 1 児童虐待防止対策の充実

## ■□ 方向性 □■

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

虐待を受けた子どもなど要保護児童や要支援児童の適切な保護と支援を実施するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関をはじめ関係機関との連携を強化し、児童虐待を未然に防ぎ、早期に発見し、対応できる体制を整えます。さらに、職員の専門性を高める研修を充実し、児童虐待防止対策を強化します。

## ■□ 主な取組 □■

### ① 子どもの権利擁護

---

- 令和2（2020）年4月に施行される改正児童虐待防止法において、監護者による子どもへの体罰の禁止が明文化されます。体罰によらない子育てを推進するため、体罰禁止に関する啓発を実施します。
- 子どもが安心して健やかに育つために必要な環境が整っているかどうか、周囲の大人が子どもの視点で確認し、整っていない家庭には、改善を目指した支援ができる体制づくりに努めます。
- 子どもが社会の一員として参加し、意見を表し、その意見が考慮される社会を実現するため、「こども・子育て総合支援拠点」が子ども本人も相談できる窓口であることを子どもたちに周知します。

### ② 児童虐待の発生予防・早期発見

---

- 児童虐待や児童虐待と思われる行為を発見した人が、相談しやすい体制を作るため、「こども・子育て総合支援拠点」を設置しています。引き続き、児童相談所以外に虐待の通告を受け、対応する窓口であることを広く周知します。
- 児童虐待を発見しやすい子育て支援関連施設、保育所、学校、医療機関等に関係する保育士、教職員やその他のスタッフに対し、「こども・子育て総合支援拠点」の周知を図るとともに、児童虐待の通告の義務について理解の促進と協力関係づくりに努めます。
- 乳幼児健康診査未受診や、未就園、未就学等で福祉サービスを利用していない子どもなど、関係機関が確認できていない子どもを把握し、直接、子ども本人の状況確認を行います。



- 産後うつ病の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を充実します。
- 育児不安のある家庭に対し、訪問による相談や家事支援等のサービスを提供することにより、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行います。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」やこども・子育て相談専用ダイヤル、「子どもの人権110番」、その他の電話や面接等による相談窓口について、広く認知され、活用されるよう、周知・啓発を積極的行います。
- 児童虐待の発生時に迅速に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会の研修等を通じて、多機関に所属する支援者が児童虐待の発生前から顔の見える関係性の構築を図り、連携体制の強化に努めます。

### ③ 児童虐待発見時の対応

---

- 児童虐待の通告を受けたら、48時間以内に子どもの目視による安全点検を実施します。保護者による監護が適切でないと判断される場合、緊急一時保護が実施できるよう速やかに児童相談所や警察と連携します。
- 緊急一時保護に該当しない場合、保護者との面接を継続的に実施し、各家庭が抱える課題を整理します。また、必要に応じて適切な支援サービスにつなぐなど環境調整を図り、再発防止に向けた支援や指導を実施します。
- 必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において情報共有を行い、子どもを見守る体制の強化に努めます。
- 児童虐待の背景に保護者間の暴力（DV）が関与している可能性も高く、また、子どもの面前での保護者間の暴力は、子どもへの心理的虐待にあたるため、こども・子育て総合支援拠点にDVの専門相談を受けることのできる女性相談員を配置します。子どもの面前での保護者間の暴力を認知したら、保護者への適切な指導を実施し、再発防止に努めます。

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

### ■□ 方向性 □■

ひとり親家庭は、一人が子育てと生計の担い手となるため、児童の養育、生活面、経済面、健康面の不安など多様な問題を抱える場合が多くなります。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るためには、子育て短期支援事業、保育所及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等、各種支援策の推進や、児童扶養手当や医療費助成、就職に有利な資格の取得支援や資金貸付等の経済的援助、母子父子自立支援員による生活支援等の継続により、総合的な自立支援の推進に努めます。

### ■□ 主な取組 □■

#### ① ひとり親家庭相談業務の充実

---

- 「こども・子育て総合支援拠点」を中心に、ひとり親家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、適切な支援につなぎます。
- 行政手続きの窓口と「こども・子育て総合支援拠点」などの相談支援機関が連携を図り、適切なサービス利用を促進します。

#### ② 就労に関する支援の充実

---

- 就職に有利な資格取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を母子家庭の母または父子家庭の父に対し支給します。
- ハローワークや山口県母子・父子福祉センター等と連携し、就業相談や職業紹介を行います。

#### ③ 経済的な支援の充実

---

- 児童扶養手当制度の支給対象者に手当の支給を行います。
- ひとり親家庭医療費の支給を行います。
- 遺児の福祉の増進を図るため、遺児福祉手当を支給します。
- 母子・父子家庭及び寡婦の方の経済的な自立を助け、生活意欲の助長と子どもの福祉増進を図るために、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により資金の貸し付けを行います。

### 3 障害のある子どもに対する施策の充実

#### ■□ 方向性 □■

障害者施策の基本は、全ての障害者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に参加する機会が確保され、必要な支援を受けながら、自立と社会参加に向けての支援を実施することとされています。

障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域の中で安心して生活を送るため乳幼児期を含め早期に適切な助言・指導が得られる環境づくりを推進します。

#### ■□ 主な取組 □■

##### ① 障害のある子どもの支援の充実

---

- 「周南市障害児福祉計画」と連携し、適切な障害児福祉サービスを提供します。
- 医師会や専門機関、関係部署等との連携を図り、障害児やその保護者に対する早期発見、相談支援の充実を図ります。
- 幼児教育・保育施設や小・中・高等学校などでの合理的配慮を推進するとともに、特別保育、特別支援教育の充実を図ります。

##### ② 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

---

- 医療的ケアが必要な子どもに対して、地域における実態把握や支援体制整備の方向性を協議し、適切な支援が行えるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。



## 4 困難を抱える子育て家庭の支援(周南市子どもの貧困対策推進計画)

子どもの貧困率（一定基準を下回る所得の家庭で育つ子どもの割合）は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成 27（2015）年時点で 13.9%であり、約 7 人に 1 人が経済的に困難な状況にあるとされています。

本市では、「子どもの明るい未来サポート事業」として、これまで以下の取組を実施しました。

### ○子どもの居場所づくりモデル事業

子どもたちに地域の人や学生と交流し、健やかな成長を支援するための居場所づくりをモデル的に実施しました。

### ○地域子供の未来応援事業

子どもの貧困対策に係る各種支援事業を効果的・効率的にできるように、地域において、支援が必要な子どもと支援事業をつなぐ地域の担い手養成研修を開催しました。

### ○子どもの明るい未来サポート推進本部・検討チーム

子どもの貧困対策に関連する施策について、総合的かつ横断的に推進していくため、全庁的な推進体制を立ち上げ、検討チームによる施策の検討を行いました。

今後も、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、各機関が連携して子どもの貧困対策を推進します。

## ■□ 基本方針 □■

### ◆ 学習の機会を保障する環境づくり

家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが学ぶ機会に恵まれ、それぞれの可能性を伸ばし、夢や希望に挑戦できるよう、取り組みます。

### ◆ 必要な支援を届ける仕組みづくり

貧困の状況にある家庭は、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような社会的孤立に陥ることを防ぎ、保護者の生活の安定を図り、子どもの心身の健全な成長のために、必要な支援につながる仕組みづくりに取り組みます。

### ◆ 社会とのつながり、地域で支える仕組みづくり

子どもの貧困は見えづらくわかりづらい特徴があり、何かしらの困難を抱えている家庭が孤立することでさらに発見が遅れてしまう可能性があります。

このような家庭の孤立化を防ぎ、早期に発見するため、地域がつながり顔の見える関係を構築し、社会全体で子どもたちやその保護者を見守る体制づくりに取り組みます。

## ■□ 主な取組 □■

平成 29（2017）年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、「学習の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に基づき、次の施策に取り組みます。

### ① 子どもたちが学ぶ機会を得ることができる環境づくり 【学習の支援】

---

#### ○ 地域学校協働活動における学習支援

コミュニティ・スクールの仕組みを活用した地域の方々による子どもたちへの学習支援や放課後子供教室における体験活動などを、学校と地域が連携・協働して取り組む、子どもたちへの支援を一層充実していきます。

【コミュニティ・スクール事業】【放課後子供教室】

#### ○ 教育費負担の軽減

義務教育段階においては、就学援助制度を適切に運用し、また、制度の周知・広報を確実に行います。

【小中学校就学援助費事業】

### ② 子どもの生活環境や健康状態に保護者の影響が大きい点を捉えた支援 【生活の支援】

---

#### ○ 妊娠・出産・子育てに寄り添う、切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる相談支援や訪問指導等を行うとともに、関係機関との連携強化により、保護者を孤立させないよう、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実を図ります。

【母子保健事業】

子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を行う「こども・子育て総合支援拠点」を中心に、相談・支援体制の強化と児童虐待等の早期発見・早期支援に取り組みます。

【子ども家庭総合支援拠点事業】

学校においては、日常の教育相談に加えて、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の配置等、学校・家庭のみならず、関係機関や専門家等と連携を図りながら、相談体制を充実していきます。

【スクールソーシャルワーカー推進事業】

#### ○ 地域における居場所づくり

貧困家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に子どもから高齢者まで気軽に集まれる「こども食堂」や「子どもの居場所」などを推進し、この活動を行う民間団体の支援に取り組みます。

【子どもの明るい未来サポート事業】

## ○ ひとり親家庭や生活困窮世帯への相談体制

ひとり親家庭への総合的な支援のため、母子・父子自立支援員と「こども・子育て総合支援拠点」が連携し、適切な支援へとつなげていきます。

【母子父子自立支援事業】

生活困窮世帯に対しては、自立相談支援センターで、生活と就労の支援員が支援計画を作成し、他の関連事業との連携を含めた包括的な支援を行います。

【生活困窮者自立相談支援事業】

## ③ 安定した職業に就くための支援 【保護者に対する就労の支援】

---

### ○ ひとり親家庭の保護者への就労支援

高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を活用し、ひとり親家庭の生活の安定のために資格の取得を促進していきます。また、ハローワークと連携をし、定期的な就労相談会を開催します。

【母子父子自立支援事業】

### ○ 困窮世帯への就労支援

低所得で生活が困難な状態にある生活困窮者や生活保護受給者へは、就労支援員やハローワークと福祉事務所等によるきめ細かい支援に取り組みます。

【生活困窮者自立相談支援事業】

## ④ 経済的に安定した生活を送るための支援 【経済的支援】

---

### ○ 児童手当・児童扶養手当制度の実施

国の制度に則り、児童手当と児童扶養手当の支給を着実に実施します。

【児童手当】【児童扶養手当】

### ○ こども医療費助成の実施

令和元（2019）年度より対象を中学生まで（所得制限あり）拡充しました。引き続き、子育て世帯の医療費負担の軽減に取り組みます。

【こども医療費助成事業費】

### ○ ひとり親家庭等の経済的負担の軽減

特に経済的負担の大きい、ひとり親家庭に対し、医療費助成などの支援に取り組みます。

【ひとり親家庭医療費助成】

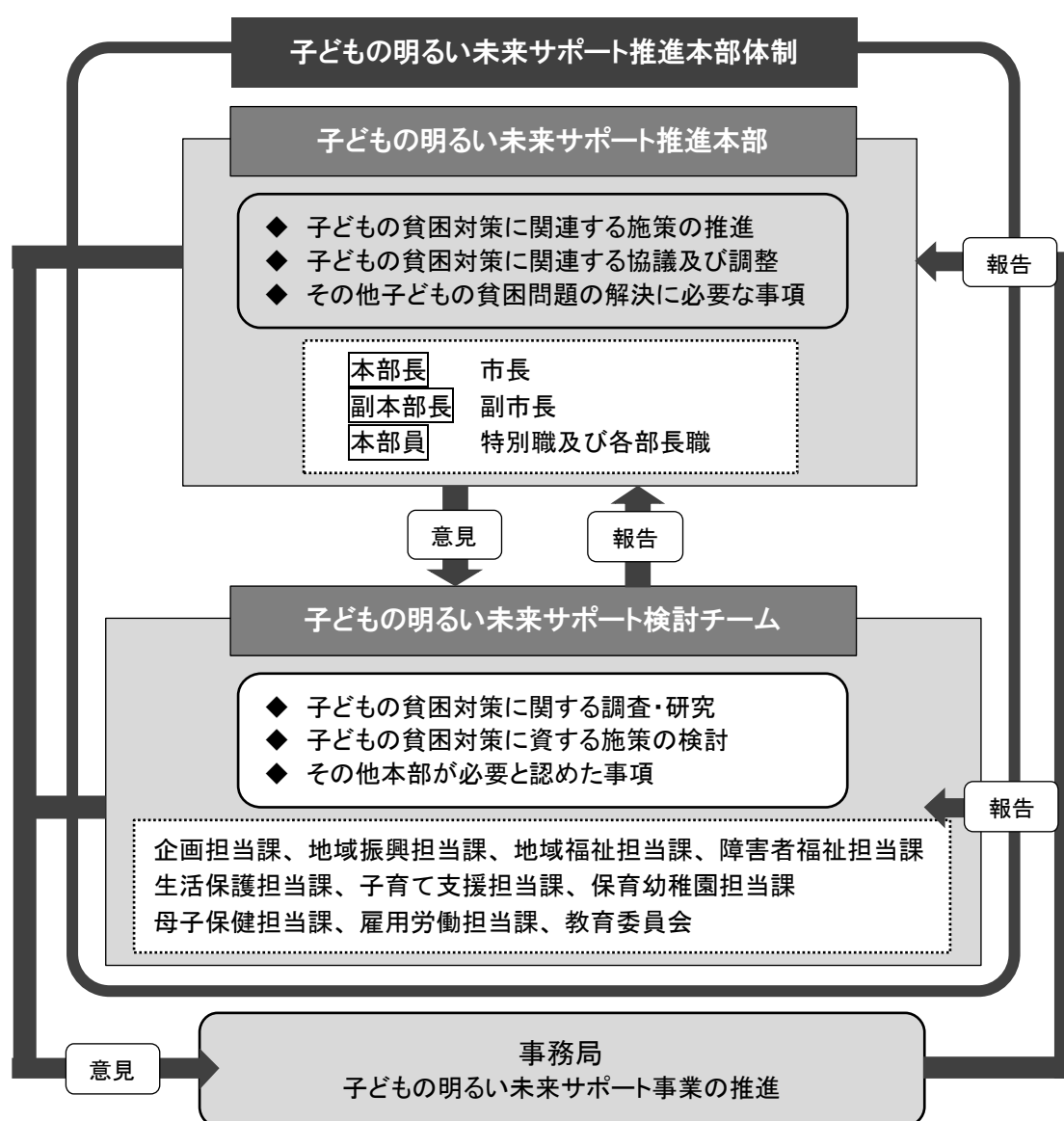
## ○ 養育費の確保に向けた周知

離婚する当事者に対して養育費等を取決めることの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを窓口において離婚届の用紙と同時に配布します。

## ■□ 推進体制 □■

子どもの貧困問題を教育・福祉部門だけの問題として考えるのではなく、全庁的に取り組んでいくため、市長を本部長とした「子どもの明るい未来サポート推進本部」において、庁内横断的に、この問題の取組を推進していきます。

また、個別の施策などについては、下部組織である「子どもの明るい未来サポート検討チーム」において、検討を行います。







**基本目標 5**  
**安心・安全な**  
**子育て環境の充実**



# 1 子どもの安全を守る取組の推進

## ■□ 方向性 □■

地域の中で見守られながら交通安全に関する知識を深め、幼児期からの交通安全に対する意識の醸成を図ります。

また、いつ発生するかわからない災害に対し、地域全体で防災意識の醸成に取り組むほか、子どもたちが犯罪の被害者とならないよう、犯罪の発生しない環境づくりに努めます。

## ■□ 主な取組 □■

### ① 子どもの安全を守る環境づくり

---

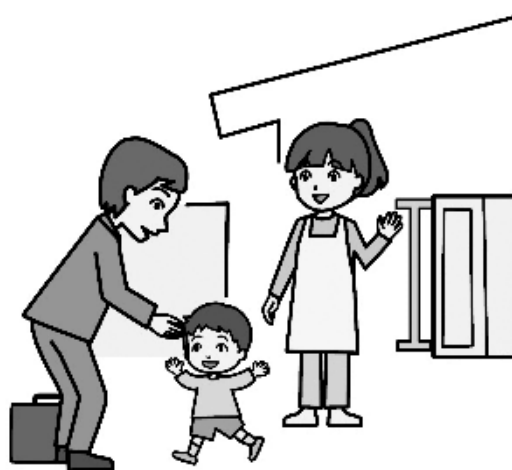
- 「幼稚園・保育所・認定こども園交通安全指導主任連絡協議会」の事務局として、講演会、公開保育、実技研修会を実施します。
- 見守り活動の担い手の確保と団体のサポートを行います。
- 危険個所の調査点検など、通学路における総合的な安全対策を進めます。
- 警察・防犯協議会・地域の防犯ボランティアなどと連携した防犯活動に取り組みます。
- 犯罪被害を未然に防止するため、自治会などが取り組むLED防犯灯の設置を支援します。
- 周南市青少年育成市民会議が推進している「こども110番の家」の取組を支援し、しっかりと機能するものにしていくため、学校や地域との連携を進めます。

### ② 安全に対する意識の啓発

---

- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校での交通安全教室の開催など、意識啓発に取り組みます。
- 周南市交通教育センターにて、模擬交通安全施設を利用した交通安全教室や自転車運転の個人練習により、交通安全に関する知識の普及や技術の向上に取り組みます。
- 公開保育を通じて、保育の中で交通ルールを遊びとして取り入れ、交通安全のルールを守るという規範意識を醸成します。
- 幼稚園、保育所、小学校などと家庭、地域が連携して日ごろからの防災意識の醸成や防災訓練などの実践に取り組みます。
- 子どもや保護者に対し、犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。

**基本目標 6**  
**子育てと仕事の**  
**両立支援の推進**



# 1 子育てと仕事の両立支援の推進

## ■□ 方向性 □■

働き方改革や男女共同参画による、ワーク・ライフ・バランスの促進について企業等への周知啓発やセミナー等により意識醸成を図り、その取組を支援するとともに、子育てをしながら働きやすい環境を整えるため、保育サービスの量の確保と子どもが安心・安全に過ごすことができる環境づくりを行います。

## ■□ 主な取組 □■

### ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等への啓発

---

- 働き方改革により、労働生産性を上げ、長時間労働を改善することで、性別に関係なく、仕事と家庭の両立が図られるよう、企業や事業主への意識醸成等に取り組みます。
- 国、県と連携し、啓発冊子の配布やポスター掲示、企業に対するセミナー開催等、情報提供や啓発を行います。

### ② 就労形態を踏まえた保育サービスの提供

---

- 多様化する就労形態を踏まえ、基本目標1で掲げる保育サービス及び一時預かり、病児保育、延長保育、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の提供を行います。

